令和３年度第１０回五島市農業委員会総会会議議事録（公開用）

開会日時	令和４年１月２５日　午後１時３０分							
閉会日時	令和４年１月２５日　午後２時３５分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１６名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
			６	今里　誠一			８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	５	荒木　富男	７	中村　耕二				
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１１	寺脇　八夫	６	今里　誠一				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　事務職員：阿野舞子、浜上研人							
	会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江　設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実　岐　宿：山田康弘							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 74 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 75 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 76 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	
	議案第 77 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 78 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 79 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 80 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 81 号	贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度第 10 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、5 番荒木富男委員、7 番中村耕二委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 10 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

はじめに、議案第 74 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案第 74 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 ページから 6 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 12 筆、畑 46 筆で、面積は 37,934 ㎡となっております。

4 月からの累計は、田 73 筆、畑 747 筆、樹園地 6 筆で合計面積は 427,070 ㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第 74 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 75 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、議案第 75 号については、1 番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1 番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

7 ページをお開きください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

9 ページをお開きください。
議案第 75 号 1 番　権利:所有権移転　有償　売買
所在:岐宿町松山　田 3 筆、畑 1 筆、合計 6,243 ㎡
譲渡理由:遠隔地に居て耕作できないので親戚に譲り渡す。
譲受理由:譲渡人より譲受けて農業経営の規模拡大を図る。

1 月 17 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第 75 号について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第 75 号を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 75 号は許可されました。
1 番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1 番出席－

○議長
次に、議案第 76 号、「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について」を審議したいと思いますが、本件と議案第 77 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」の 1 番については、それぞれ関連することから、同時に審議いたします。
それでは、議案第 76 号の 1 番及び議案第 77 号の 1 番について事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。議案説明の前に農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。10 から 11 ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺

の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、12 から 13 ページをご覧ください。議案第 76 号の 1 番と議案第 77 号の 1 番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。

それでは、12 ページの議案第 76 号の 1 番をご説明いたします。

本案は、昭和 48 年 11 月 26 日付けで住宅用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件でありますが、五島市に帰郷し居住を計画していたが家族の反対があり計画を断念した次第です。よって、承継者による駐車場用地として農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。

土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、13 ページの議案第 77 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は溜桝、水路及び自然流下とし、汚水・生活雑排水についての発生はございません。以上です。

○議長

次に、本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

（登壇）

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 76 号の 1 番及び議案第 77 号の 1 番について、当協議会は去る 1 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、議案第 76 号の 1 番は、承認相当及び議案第 77 号の 1 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。報告

（降壇）

○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。

議案第 76 号の 1 番に対する福江地区協議会の報告は承認相当、議案第 77 号の 1 番に対する福江地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号の 1 番は承認相当、議案第 77 号の 1 番は、許可相当と決しました。

○議長

つづきまして、議案第 77 号の 2 番を審議します。

なお、議案第 77 号の 2 番については、1 番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1 番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、14 ページの議案第 77 号の 2 番をご説明いたします。

申請地は、昭和 47 年月日不詳に農地転用の許可を得ず農業用倉庫を建設し、現在においても倉庫用地として利用しています。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。

おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水についての発生はございません。以上です。

○議長

次に、本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理

（登壇）

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 77 号の 2 番について、当協議会は去る 1 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。

議案第 77 号の 2 番に対する福江地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることに異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号の 2 番は、許可相当と決しました。

1 番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1 番出席－

○議長

次に、議案第 78 号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15、16 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。17 ページをご覧ください。

1 番　申請地　　畑 1 筆　3,755 ㎡

更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。

2 番　申請地　　田 5 筆　5,890 ㎡

更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

3 番 1　申請地　　畑 2 筆　8,548 ㎡

3 番 2　申請地　　畑 1 筆　6,046 ㎡

3 番 3　申請地　　畑 1 筆　1,434 ㎡

以上、3 番 1 から 3 番 3 につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1　申請地　　畑 1 筆　8,297 ㎡

4 番 2　申請地　　田 2 筆、畑 1 筆　8,625 ㎡

以上、4 番 1、4 番 2 につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番 1　申請地　　田 2 筆　2,381 ㎡

5 番 2　申請地　　田 3 筆　3,739 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております

5 番 3　申請地　　田 2 筆　1,878 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております

以上、5 番 1 から 5 番 3 につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
以上、申請番号 1 番～5 番 3 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○○○委員
はい、19 ページの籾 4 俵とか 20 ページの籾 6 俵とか金額設定でしていると思うんですが、使用貸借になるのではないですか。

□事務局
何円相当という形で、賃貸借契約とさせていただいています。

○○○委員
いままでは、使用貸借ではなかったのか。

□事務局
去年も物納という形でありましたが、その時も賃貸借で契約していて、今回もその様にさせていただきました。

○○○委員
いままでは、そうでなくても、これからは、金額に換算して賃貸借という事ですね。

□事務局
そうです。

○議長
他にこの件について意見がある方はいませんか。

○○○委員
籾の単価は、その地区で決めてよいか。

○議長
籾の相場もいろいろあるので、そこまでシビアに金額設定はできないと思いますので、これはこれで良しとしてもらいたい。
他にはありませんか。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第 78 号、貸借(たいしゃく)権設定の 1 番から 5 番 3 は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号の 1 番外 9 件は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 79 号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 78 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1　申請地　　畑 5 筆　4,914 ㎡
1 番 2　申請地　　畑 2 筆　4,026 ㎡
1 番 3　申請地　　田 4 筆　4,632 ㎡
1 番 4　申請地　　田 3 筆　2,806 ㎡
1 番 5　申請地　　田 4 筆　4,267 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 6　申請地　　田 2 筆　1,167 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 7　申請地　　田 4 筆　7,181 ㎡
1 番 8　申請地　　田 3 筆　2,369 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 9　申請地　　田 3 筆　2,839 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 10　申請地　　田 11 筆　7,716 ㎡
1 番 11　申請地　　田 1 筆　1,898 ㎡
1 番 12　申請地　　田 5 筆　1,169 ㎡
1 番 13　申請地　　田 9 筆　9,144 ㎡
1 番 14　申請地　　田 1 筆　329 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 15　申請地　　田 2 筆　556 ㎡
1 番 16　申請地　　田 1 筆　805 ㎡
1 番 17　申請地　　田 5 筆　4,417 ㎡
1 番 18　申請地　　田 4 筆　2,985 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 19　申請地　　田 5 筆　　5,294 ㎡
1 番 20　申請地　　田 1 筆　319 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 21　申請地　　田 1 筆　786 ㎡
1 番 22　申請地　　田 1 筆　862 ㎡
1 番 23　申請地　　田 6 筆　　8,302 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 24　申請地　　田 3 筆　　7,341 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

1 番 25　申請地　　田 2 筆　　1,305 ㎡
1 番 26　申請地　　田 4 筆　　5,292 ㎡
1 番 27　申請地　　田 4 筆　　2,240 ㎡
1 番 28　申請地　　田 2 筆　　1,327 ㎡
1 番 29　申請地　　田 1 筆　　1,189 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 30　　申請地　　田 1 筆　545 ㎡
1 番 31　　申請地　　田 1 筆　872 ㎡
1 番 32　　申請地　　田 1 筆　　1,321 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 33　　申請地　　田 6 筆　　5,973 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 34　　申請地　　田 3 筆　　3,217 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 35　　申請地　　田 1 筆　　1,944 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 36　　申請地　　田 1 筆　487 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 37　　申請地　　田 4 筆　　1,843 ㎡
1 番 38　　申請地　　田 1 筆　　1,235 ㎡
1 番 39　　申請地　　田 2 筆　　2,121 ㎡
1 番 40　　申請地　　田 8 筆　5,174 ㎡
1 番 41　　申請地　　田 3 筆　2,853 ㎡
1 番 42　　申請地　　田 1 筆　1,945 ㎡
1 番 43　　申請地　　田 1 筆　1,222 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
1 番 44　　申請地　　畑 2 筆　8,579 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 45　　申請地　　畑 4 筆　5,276 ㎡
1 番 46　　申請地　　畑 2 筆　5,150 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

以上、1 番各号の契約内容は、1 番 1、1 番 2、1 番 9、1 番 11、1 番 13、1 番 22、1 番 23、1 番 26、1 番 28、1 番 29、1 番 31、1 番 36、1 番 40、1 番 44、1 番 45、1 番 46 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第 79 号、貸借(たいしゃく)権設定の 1 番 1 から 1 番 46 は、原案どおり可決することにご異議ござい

ませんか。
—「異議なし」の発言あり—

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 79 号の 1 番 1 外 45 件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第 80 号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。38 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 79 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
以上です。

○議長
それでは、議案 80 号の 1 番を審議します。
なお、本案については、14 番　角田隆章　委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－14 番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは議案についてご説明いたします。39 ページをご覧ください。
1 番　申請地　田 4 筆　4,632 ㎡　契約内容は使用貸借権となっております
以上、1 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案 80 号、貸借（たいしゃく）権設定の 1 番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第 80 号の 1 番については、原案のとおり可決されました。
14 番　角田隆章　委員の除斥を解き、出席を求めます。
－14 番出席－

○議長

続きまして、議案 80 号の 2 番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、2 番 1 以降をご説明いたします。40 ページをご覧ください。
2 番 1　申請地　畑 5 筆　4,914 ㎡
2 番 2　申請地　畑 2 筆　4,026 ㎡
以上、2 番 1、2 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております
3 番 1　申請地　田 4 筆　7,181 ㎡
3 番 2　申請地　田 3 筆　2,369 ㎡
以上、3 番 1、3 番 2 の契約内容は、使用貸借権となっております
4 番 1　申請地　田 11 筆　7,716 ㎡
4 番 2　申請地　田 1 筆　487 ㎡
以上、4 番 1、4 番 2 の契約内容は、使用貸借権となっております
5 番 1　申請地　田 1 筆　319 ㎡
5 番 2　申請地　田 1 筆　786 ㎡
5 番 3　申請地　田 2 筆　2,121 ㎡
5 番 4　申請地　田 5 筆　4,410 ㎡
5 番 5　申請地　田 1 筆　1,944 ㎡
5 番 6　申請地　田 3 筆　2,853 ㎡
以上、5 番 1 から 5 番 6 の契約内容は、使用貸借権となっております
6 番　申請地　田 1 筆　805 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております
7 番　申請地　田 4 筆　2,240 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております
8 番　申請地　田 1 筆　1,222 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております
9 番 1　申請地　畑 2 筆　8,579 ㎡
9 番 2　申請地　畑 4 筆　5,276 ㎡
9 番 3　申請地　畑 2 筆　5,150 ㎡
以上、9 番 1 から 9 番 3 の契約内容は、賃貸借権となっております
以上、2 番 1 から 9 番 3 の配分計画案につきましては、適当であると考えます。 以上です。

○議長

質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○南委員

解らないところがあるので、質問します。

渡し人と受け人が同一の場合は、どういう場合にこういう風になるんですか。

○議長

自分の土地を公社に貸して、公社から自分が借りるという事も良いと言われています。

○南委員

何かメリットがあるんですか。

○議長

助成金をもらうためにこういうことをしています。

□事務局

たとえば、その地区の土地をすべて公社に貸して、同じ作物を作ってる人を同じ区域に集めたり、同じ耕作者を同じ区域に集めたりして、利便性の向上を図ります。その結果、自分の農地を自分で借りるような形になることがあります。

○○○委員

本人の分も農地中間管理機構に貸し出して、借り受けることになっているので、それはそれで問題ない。

○議長

ほかにありませんか、

それでは、質疑を終わり、採決いたします。

議案第 80 号、貸借(たいしゃく)権設定の 2 番 1 から 9 番 3 については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号の 2 番 1 外 17 件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 81 号「贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます

□事務局

はい、議長。それでは、議案第 81 号 贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご説明いたします。

50 ページをご覧ください。

まず、贈与税納税猶予の特例の適用要件についてご説明します。贈与者については、贈与の日まで 3 年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、過去に農地を推定相続人に対し贈与し、その農地が相続時精算課税制度及び納税猶予の特例を受けていない事となっております。

次に受贈者については、贈与者の推定相続人のうちの 1 人で、贈与を受けた日において、年齢が 18 歳以上であること。

また、贈与を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと。贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地において農業経営を行うこととなっております。

納税猶予が打ち切られる場合としましては、その農地について第 3 者への譲渡、貸付、転用又は耕作の放棄等があった場合。

また、受贈者が特例農地等に係る農業経営を廃止した場合、3 年毎に継続届出書を提出すべき受贈者が届出書を提出しなかった場合となります。

新たに贈与税等の納税猶予を受ける場合には、農業委員会から適格者であるとの証明を受けなければなりませんが、今回この適格者証明の該当者はいませんでした。

次に 51 ページをご覧ください。既に納税猶予制度の特例を受けている受贈者は、3 年に一度、農業経営を継続していることを税務署及び長崎県へ届け出る必要があり、その際は、農業委員会から引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けることとなっております。

今回、対象となりますのは、入江　賢一外 17 名でございます。

なお、今回、議案としております対象者につきましては、先日開催されました各地区協議会および農業委員への電話確認におきまして、引き続き農業経営を行っている旨確認をいただいております。以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

では、挙手がないようですので、採決いたします。

議案第 81 号「贈与税納税猶予に関する適格者証明及び引き続き得農業経営を行っている旨の証明について」は、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第 81 号についての「引き続き農業経営を行っている旨の証明を受ける者」入江賢一ほか 17 件は、原案のとおり証明することに決しました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局

―会議等報告・予定他について―

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について

4. その他

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 3 年度第 10 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後　2 時 35 分　閉会＝